

墨田区立図書館設置条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行																																		
<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>墨田区立緑図書館</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>〔削除〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〔削除〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>墨田区立立花図書館</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>墨田区立八広図書館</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>墨田区立ひきふね図書館</td> <td>東京都墨田区京島一丁目36番5号</td> </tr> </tbody> </table> <p>（駐車場）</p> <p>第3条 墨田区立ひきふね図書館に駐車場を設ける。</p> <p>2 前項の駐車場を使用する者は、次の表に定める額の範囲内で墨田区教育委員会規則で定める額の使用料を納付しなければならない。ただし、墨田区教育委員会が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">使 用 料（1台につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分以内の使用の場合</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>30分を超え30分までとする使用の場合</td> <td>最初の30分を除き、30分までごとに150円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 前項に定めるもののほか、駐車場の使用に関し必要な事項は、墨田区教育委員会規則で定める。</p>	名 称	位 置	墨田区立緑図書館	〔略〕	〔削除〕		〔削除〕		墨田区立立花図書館	〔略〕	墨田区立八広図書館	〔略〕	墨田区立ひきふね図書館	東京都墨田区京島一丁目36番5号	区 分	使 用 料（1台につき）	30分以内の使用の場合	無料	30分を超え30分までとする使用の場合	最初の30分を除き、30分までごとに150円	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 〔同左〕</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>墨田区立緑図書館</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>墨田区立寺島図書館</td> <td>東京都墨田区東向島三丁目34番4号</td> </tr> <tr> <td>墨田区立あずま図書館</td> <td>東京都墨田区文花一丁目19番1号</td> </tr> <tr> <td>墨田区立立花図書館</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>墨田区立八広図書館</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>〔新設〕</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>〔新設〕</p>	名 称	位 置	墨田区立緑図書館	〔略〕	墨田区立寺島図書館	東京都墨田区東向島三丁目34番4号	墨田区立あずま図書館	東京都墨田区文花一丁目19番1号	墨田区立立花図書館	〔略〕	墨田区立八広図書館	〔略〕	〔新設〕	
名 称	位 置																																		
墨田区立緑図書館	〔略〕																																		
〔削除〕																																			
〔削除〕																																			
墨田区立立花図書館	〔略〕																																		
墨田区立八広図書館	〔略〕																																		
墨田区立ひきふね図書館	東京都墨田区京島一丁目36番5号																																		
区 分	使 用 料（1台につき）																																		
30分以内の使用の場合	無料																																		
30分を超え30分までとする使用の場合	最初の30分を除き、30分までごとに150円																																		
名 称	位 置																																		
墨田区立緑図書館	〔略〕																																		
墨田区立寺島図書館	東京都墨田区東向島三丁目34番4号																																		
墨田区立あずま図書館	東京都墨田区文花一丁目19番1号																																		
墨田区立立花図書館	〔略〕																																		
墨田区立八広図書館	〔略〕																																		
〔新設〕																																			

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。